

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 1 3 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10232号		
○発明の名称を「ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための装置及び方法」とする発明について、本件各発明は引用発明及び甲 2 ないし甲 4 記載の周知の事項等から当業者が容易になし得たものであるとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 本件は、原告が、発明の名称を「ケミカルメカニカルポリシングの操作をインシチュウでモニタするための装置及び方法」とする発明についての特許権者であるところ、被告が、本件特許の無効審判請求をし、原告は、本件特許の訂正請求をしたが、特許庁が、「訂正を認める。特許第 3 4 3 1 1 1 5 号の請求項 9, 1 8, 1 9, 2 0, 2 4, 2 5, 2 7, 2 8, 2 9, 3 0, 3 1, 3 2, 3 9, 5 2 に係る発明についての特許を無効とする。特許第 3 4 3 1 1 1 5 号の請求項 1, 4 0, 4 2, 4 3, 4 4, 4 6, 4 8, 4 9, 5 1 に係る発明についての審判請求は、成り立たない。」との審決をしたことから、原告が無効成立審決について取消しを求めた事案である。

2 裁判所の判断

裁判所は、本件各発明（審決において無効と判断された発明）と引用発明との相違点に関する審決の容易想到性の判断には誤りがあるとして審決を取り消した。その判断の概要は以下のとおりである。

原告は、甲 1 発明（2 ないし 6, 8）において、「透明窓材 4 を、研磨パッドに相当する研磨布 5 に形成することは、当業者が容易になし得たものである」とした審決は誤りである旨主張する。そこで、以下、検討する。

認定事実によれば、本件発明 9, 1 8 ないし 2 0, 2 4, 2 5, 2 8 ないし 3 2, 3 9 は「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」、本件発明 5 2 は「パッドに形成されたプラグ」との構成を有し、本件発明 5 2 の「パッドに形成されたプラグ」は、中実な光透過性のウィンドウであることが認められる。

また、本件各発明に係る「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」ないし「パッドに形成されたプラグ」との文言の意義は一義的に明らかでないことから、本件明細書を参照すると、当業者は、本件各発明の「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」ないし「パッドに形成された（中実な光透過性の）プラグ」とは、プラーテンに形成されることなく、「プラーテンホール 3 0」の上の領域におけるパッド材料を「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」ないし「パッドに形成された（中実な光透過性の）プラグ」に置き換えた態様のものであると理解すると認められる。

一方、甲 1 発明（2 ないし 6, 8）は、「S O I ウエハ 7」をケミカルメカニカルポリシング（CMP）により研磨するに際し、赤色の範囲を含む光を「ウエハ 7」に向けて照射し、

その反射光を観察あるいは評価して、研磨状態の終点を知ることができるようにしたもので、「定盤 1」内に「溝 2」を形成し、当該「溝 2」に研磨液を十分保持させることで、研磨液に空気が混じらないようにして、上記反射光の観察あるいは評価を容易にし、また、「透明窓材 4」を上記「溝 2」に設けられた「貫通孔 3」に嵌め込むことにより、上記「ウエハ 7」への照射光とその反射光とを通すとともに、研磨液が漏れないようにしたものといえる。

以上のことからすれば、甲 1 発明（2 ないし 6，8）において、上記「溝 2」に研磨液を十分保持させ、上記「溝 2」に形成された「貫通孔 3」に、上記「ウエハ 7」への照射光とその反射光とを通すためには、透明ガラス製の中実な材料からなる「透明窓材 4」を上記「貫通孔 3」に嵌め込む構成とするほかはないから、甲 1 発明（2 ないし 6，8）において、上記「透明窓材 4」の設置位置を「研磨布 5」に変更する動機付けがあるとはいえず、むしろ阻害要因があるというべきである。

また、甲 2 ないし 4 には、全体を同じ材料からなる透明な研磨面とすることが記載されているにとどまり、本件各発明の「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」ないし「パッドに形成された（中実な光透過性の）プラグ」を備えること、すなわち、プラグが、プラテンに形成されることなく、プラテンホールの上の領域におけるパッド材料を置き換えるように形成されることが、開示されているとも認められない。なお、甲 5 は、もとより、プラグを、プラテンホールの上の領域におけるパッド材料を置き換えるように形成することを開示するものではない。

以上から、甲 1 発明（2 ないし 6，8）において、上記「透明窓材 4」の設置位置を変更する動機付けがあるとはいえず、また、甲 2 ないし甲 5 には、本件各発明の「パッドに形成された中実な材料からなるプラグ」ないし「パッドに形成された（中実な光透過性の）プラグ」について開示されていないから、甲 1 発明（2 ないし 6，8）において、上記「透明窓材 4」を、上記「定盤 1」に形成されることなく、上記「貫通孔 3」の上の領域における「研磨布 5」材料を置き換えるように形成されたものとする、すなわち、上記「透明窓材 4」を上記「研磨布 5」に形成することが、当業者が容易に想到し得たものとはいえない。

したがって、本件各発明が、甲 1 ないし甲 5 に記載された発明ないし周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとした審決の判断は誤りである。